

# 農業委員と農地利用最適化推進委員候補者の推薦と応募について

栄村では、現職農業委員及び推進委員の任期満了に伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員候補者を募集します。

## 主な業務内容

### 農業委員

農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可審議、農地等の利用の最適化に係る指針の策定、農地調査、農家からの相談や地域での話合いの参加など。

### 農地利用最適化推進委員

農業委員会総会における協議への参加、耕作放棄地解消のための農地の集積・集約化、農家からの相談や地域での話合いの参加など。

## 募集詳細と任期

募集期間：令和5年3月14日（火）～令和5年4月10日（月）

募集人数：（1）農業委員10名 （2）農地利用最適化推進委員4名

任用期間：令和5年7月20日～令和8年7月19日（3年間）

## 推薦及び応募資格

### ●募集方法

募集は「推薦」と「応募」の2種類の方法があり、それぞれ提出していただく様式が異なります。これらは役場農政課及び秋山支所で配布するほか、村のホームページからダウンロードできます。

推薦・応募される方は該当する様式に必要事項を記載し、募集期間内に農業委員会事務局へ提出してください。

### ●推薦及び応募資格

農業の識見を有している方、栄村の農地の維持保全など農業振興に意欲のある方で、農業者の方はもちろん、農業を営んでいない方も候補者となることが出来ます。詳しくは村ホームページに掲載している「栄村農業委員募集要項」及び「栄村農地利用最適化推進委員募集要項」をご確認ください。



裏面に続きます→

# 推薦及び応募者等の情報公表について

募集期間の中間及び期間終了後、推薦調書及び応募申込書の以下の情報を栄村のホームページで公表します。

推薦をした方及び推薦を受けた方、並びに応募した方は予めご了承ください。

## ●公表される情報

- (1) 推薦をした方（農業者）の氏名、職業、年齢、性別（推薦をした方が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項）
- (2) 推薦を受けた方又は応募した方の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦を受けた方又は応募した方が認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 農業委員に応募している場合、同時に農地利用最適化推進委員にも応募しているか否かの別
- (6) 農地利用最適化推進委員に応募している場合、同時に農業委員にも応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた方及び応募した方の数及びそのうちの認定農業者等の数（認定申請中の者を含む）
- (8) その他、村長が必要と認める事項

## 各委員の選考方法

### ●農業委員

提出された書類をもとに、資格の審査、選考を行い、村長より任命されます。

### ●農地利用最適化推進委員

提出された書類をもとに、資格の審査、選考を行い、農業委員会より委嘱されます。

（両委員候補者共、必要に応じて面接等を行う場合があります。）



問い合わせ

〒389-2792

下水内郡栄村大字北信 3433 番地

栄村役場 農政課 農林係内

農業委員会事務局

電話：0269-87-3113（直通）